

令和4年(行ウ)第22号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 江本浩二 ほか58名

被告 沼津市長 頼重秀一

令和7年12月17日

第6準備書面

静岡地方裁判所民事第2部合議C係御中

被告訴訟代理人 弁護士 内田文喬

被告訴訟代理人 弁護士 伊東哲夫



第1 原告準備書面(9)に対する認否

1 同書第1に対する認否

(1) 同第1項について

ア 同項第1段落については、否認する。静岡県が令和3年3月に決定した「東駿河湾広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画法第6条第2項第3号に基づき、都市計画の基本的な方針(主要な都市計画の決定の方針)を定めたものであり、「沼津市新中間処理施設」の「位置」を定めたのは、沼津市による令和6年2月3日の都市計画法第11条第2項に基づく都市計画決定である。

イ 同項第2段落については、争う。

ウ 同項第3段落については、認める。

エ 同項第4段落については、否認する。前述のとおり、都市計画決定を行ったわけではなく、都市計画の基本的な方針を示したものである。

オ 同項第5段落については、争う。静岡県が令和3年3月に決定した「東駿河湾広域都市計画-都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市施設の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるもの(都市計画法第6条の2第2項)である。これは、あくまでも都市施設の整備等に関する都市計画の決定の方針であって、そこに記載された施設の配置については、県が一市町を超える広域的な見地から示す都市の将来像の中で、本市が整備するごみ焼却施設のおおむねの配置を「沼津市上香貫地区」と

したものに過ぎない。

(2) 同第2項について

ア 同項については、争う。静岡県が令和3年3月に決定した「東駿河湾広域都市計画-都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容を本市が変更しようとしたものではなく、この方針に則り、ごみ焼却場の位置の決定権者である本市が都市施設としての都市計画決定をしたものである。本市は、市町村が定める都市計画と都道府県が定めた都市計画の基本的な方針との整合を求める都市計画法15条第3項及び都市計画決定の際に都道府県との協議を求める同法19条第3項の規定に基づき、静岡県と協議を行った上、都市計画決定をしていることから、なんら違法性は存在しない。

(3) 同第3項について

- ア 同項第1段落については、認める。
- イ 同項第2段落については、不知。
- ウ 同項第3段落、第4段落及び第5段落については、争う。

2 同書第2に対する認否

(1) 同第1項について

ア 同項第1段落については、争う。

(2) 同第2項について

- ア 同項第1段落については、認める。
- イ 同項第2段落については、争う。静岡県は、静岡県環境影響評価条例（以下「県条例」という。）の制定権者であり、その運用に関する権限は、静岡県の執行機関である静岡県知事から事務委任を受けた補助機関としての静岡県くらし・環境部環境局生活環境課にある。

(3) 同第3項について

ア 同項第1段落及び第2段落については、認める。

(4) 同第4項について

ア 同項第1段落及び第2段落については、「事業」については建物の新設、土地の改良、増築及び改築が含まれることは認めるが、その余は争う。「評価の対象となる事業」は、「事業」のうち、「第1種事業又は県条例第8条第3項第1号の措置がとられた第2種

事業」(県条例第2条第4項)である。

イ 同項第3段落及び第4段落については、争う。

(5) 同第5項について

ア 同項第1段落については、後段については認めるが、前段については争う。前段については、県条例が「ごみ焼却施設」を規制対象と定めていることは、「環境影響評価法」のいわゆる「(法律よりも厳しい規制を定める)上乗せ条例」ではなく、「(法律が規制していない対象を規制する)横出し条例」に相当するものである。

イ 同項第2段落については、争う。県条例上、「ごみ焼却施設」を規制対象と定めていることは、「環境影響評価法よりも厳しい基準を設けている」のではなく、「環境影響評価法よりも対象事業を拡大している」のであり、「横出し条例」にあたる。

ウ 同項第3段落については、争う。「ごみ焼却施設」は、環境影響評価法の規制対象外であるため、県条例によって規制対象にしているものである。そのため、「変更の事業」の規制対象の基準は、条例制定権者である静岡県の権限に基づき定められるものである。

エ 同項第4段落については、不知。

オ 同項第5段落及び第6段落については、争う。

第2 原告準備書面(10)に対する認否

1 同書第1に対する認否

環境アセスメント実施の判断及び財務会計行為の主体はいずれも市長であることは認めるが、その余は否認ないし争う。

2 同書第2に対する認否

第1段落については、争う。

第2段落及び第3段落については、認める。

第4段落については、争う。静岡県は、県条例の制定権者であり、その運用に関する権限は、静岡県の執行機関である静岡県知事から事務委任を受けた補助機関としての静岡県くらし・環境部環境局生活環境課にある。

第5段落については、争う。県条例第5条は、対象事業の実施者に対する努力義務であり、方法書の作成等も実施者の責任で行われるものであるが、条例適合性の解釈権は条例制定権者である静岡県にある。

第6段落については、否認する。本市が静岡県くらし・環境部環境

局生活環境課に照会を行ったのは、環境アセスメントの対象となる可能性があることを十分に認識しているからではなく、条例制定権者でない本市が、万一の条例違反及びそれによる事業の遅延を防ぐため、条例制定権者の運用を事前に確認する必要があったからである。

3 同書第3に対する認否

(1) 同第1項について

第1段落については、一般論として認める。

第2段落については、争う。環境影響評価法別表第1中、例えば「五 法第二第二項第一号ハに掲げる事業の種類のうち第二種事業の要件の欄」中「ヘ 出力が十五万キロワット以上である発電施設の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く）の変更の事業」のように、新設や変更の区別が存在する。

第3段落、第4段落及び第5段落については、一般論として認める。

(2) 同第2項について

第1段落については、争う。静岡県からの回答には、「静岡県環境影響評価条例の中で「変更」という言葉の定義はありません」「変更の事業」に該当するかどうかは、個別具体的に面的な評価を行い判断しております」とあり、この判断に依拠するものである。なお、改正後の法第3条の3第2項の規定上「既存工作物（中略）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（中略）において当該既存工作物を同種の工作物（中略）の新設」を「建替」としているが、「これを特別に環境アセスメントの対象から除外」しているのではなく、同条第1項「配慮書」中一部事項の簡略化を認めたものである。

第2段落については、不知。

第3段落については、争う。「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」における定義は、法ないし県条例の定義を定めたり、条例の定義を解釈したりするものではない。

第4段落及び第5段落については、争う。静岡県の回答内容は、条例制定権者としての判断である。

第6段落については、争う。環境影響評価法第61条中「この法律の規定に反しないものに限る」とは、同条第2号の「（同法上の）第二種事業又は対象事業」に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項」にかかるものである。同条第

1号の「(同法上の) 第二種事業及び対象事業以外の事業」に係る環境影響評価その他の手続に関する事項」は、同条により地方公共団体が独自で条例にて定めることができるものとされており、県条例で定める「ごみ焼却施設」は環境影響評価法上の第1種事業及び第2種事業のいずれにも該当しない、いわゆる「横出し条例」に相当するものである。また、同法第62条は、地方公共団体に対する義務付けではあり、地方公共団体が法律の趣旨を尊重することは当然であるが、「横出し条例」の部分については、同法が対象としない事業であり、静岡県判断権に属するものである。

第7段階については、否認する。静岡県と本市が通謀した事実はない。

4 同書第4に対する認否

第1段落については、認める。

第2段落については、建替において環境アセスメントを既存施設より約1キロメートル離れた場所に設置する富士市の施設について、環境アセスメントを実施していることは一般論として認めるが、その余については不知。なお、隣接地に新施設を建設した県内の自治体(磐田市・浜松市)では、環境アセスメントを実施していないことを確認している。

5 同書第5に対する認否

第1段落については、一般論として認める。

第2段落及び第3段落については、争う。本市が環境アセスメントを実施していないのは、静岡県からの教示を根拠の一つとしているが、同教示は「横出し条例」の条例制定権者から示された解釈であり、その妥当性について疑義を示す立場になく、その教示に基づき判断することは実務上当然のものである。なお、判断にあたっては、県内の同様の事例等も考慮に入れている。

第4段落については、不知。

第5段落及び第6段階については、否認ないし争う。本市が静岡県に対して環境アセスメントの実施の要否照会を令和3年度に再度実施しているのは、本事業に伴う都市計画決定等の協議をするにあたり、平成25年度の回答から相当期間が経過しており、また、令和2年度に事業が再開し、令和3年度の基本設計において、新中間処理施設の配置が変更になったからである。本市としては、万一の条例違反及びそれによる事業の遅延を防ぐ目的によるものであり、その照会の過程において、静岡県と本市が通謀した事実はない。また、前述のとおり、

本市の環境アセスメントの実施ないし不実施についての判断に際し、制定権者からの教示を根拠とすることは、実務上当然のものである。

第7段落については、否認ないし争う。前述のとおり、環境アセスメントの実施ないし不実施の判断をするにあたり、条例制定権者に教示を求める等、事業執行上必要な注意義務を果たしており、過失はない。

第8段落については、否認ないし争う。本市はこれまで、事業に反対する住民に対しては、事業進捗を図るにあたり当時の市長から謝罪を行う等、真摯な対応に努めてきたところであり、当時の鈴木区長に関する本市と清水町の共謀の事実はない。また、新区長からの「静観」との見解は、清水町と外原区との意見交換会において示されたことを清水町からの令和2年1月14日付け文書にて確認しており、非公式協議におけるものではない。以上の経緯により、原告の主張する「計画の早期進行及び鈴木元区長らの強硬な反対意見が表出する機会を避けるため故意的に」(環境アセスメントの)対象外にしたものではない。

第9段落については、否認する。上記事実から、市長に故意過失はない。

2 被告の主張

(1) 原告は、環境影響評価法の改正(改正後の法第3条の3第2項)により、同種の工作物を同一又は近接の区域に「新設」する事業を実施する場合の「配慮書の内容の緩和(周辺の概況などの調査を不要とする)」がされたことの「反対解釈」ないし「これまでの実例」として、「建替」も「新設」と同様に環境アセスメントの実施義務が課されていたと主張する。

(2) しかしながら、そもそも県条例が規制対象とする「ごみ焼却施設」は、環境影響評価法の規制対象外である。

また、「ごみ焼却施設」の「新設」ないし「(一定規模以上の)変更」を規制対象とする県条例の制定権者は静岡県であり、その所管課である「静岡県くらし・環境部環境局生活環境課」が「変更」の運用について「静岡県環境影響評価条例の中で「変更」という言葉の定義はありません」「変更の事業」に該当するかどうかは、個別具体的に面的な評価を行い判断しております」と示していることは、条例制定権者の権限に基づくものである。

(3) その上で、本市が静岡県に対し、既存施設に隣接する形で実施する新中間処理施設の設置について、条例に基づく環境アセスメントの実

施の可否の教示を求めた結果、県条例の制定権者である静岡県から「実施不要」との判断が示されたことから、本市としても環境アセスメントを実施しない旨判断したものであり、その判断に法令違反ないし条例違反の事実は認められない。

以上